

防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画（変更）

岩 手 県

1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

(1) 岩手県における農業用ため池の概要

ア 現状と基本的な考え方

本県の農業用ため池は2,546箇所（令和7年3月末時点）であり、そのうち防災重点農業用ため池には693箇所が指定されている。

ただし、農村地域においては、農家戸数の減少や農業者の高齢化が進行する中、防災重点農業用ため池の約半数が個人所有であり、今後管理が行き届かないため池が増えることが懸念されることから、ため池のハザードマップ作成、緊急連絡体制の整備などソフト対策と補修・補強のハード対策を組み合わせた防災・減災対策を講じていく必要がある。

そのため、本県では、ため池が決壊した場合の影響度を踏まえ優先的に実施しているソフト対策と併せ、本計画に基づく優先度（劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価）に基づき防災工事等を実施するなど計画的にため池の防災・減災対策を講じる。

イ 所有者及び管理者の状況

別表1のとおり

(2) 岩手県における防災工事等の実施状況等

別表1のとおり

2 劣化状況評価の実施に関する事項

(1) 劣化状況評価の推進計画

防災工事の必要性を判断するため、防災重点農業用ため池の各設備（堤体、洪水吐き、取水放流設備等）について、漏水、変形等の変状を把握し、劣化による農業用ため池の決壊の危険性を評価する。

法の有効期間内に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前半5年（以下「前期」という。）及び後半5年（以下「後期」という。）に区分し、ため池が決壊した場合の影響度を踏まえ、計画的に劣化状況評価を実施する。

ただし、劣化状況評価については、防災工事への計画的着手を進めるため、令和10年度までに完了させる。

ア 前期に劣化状況評価に着手する防災重点農業用ため池： 104 箇所

イ 後期に劣化状況評価に着手する防災重点農業用ため池： 161 箇所

ウ 前期に劣化状況評価が完了した防災重点農業用ため池： 428 箇所

(2) 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ、経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池について、経過観察を行う。

経過観察を行う防災重点農業用ため池及び経過観察を行う者： 別表2のとおり

(3) 定期点検

地震、豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了したものも含め、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度： 原則1回／年

イ 定期点検を行う者： 所有者又は管理者

3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項等

(1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

防災工事の必要性を判断するため、防災重点農業用ため池及びその周辺の地質状況等を調査するとともに、堤体のすべり破壊に対する安定性、設計洪水量を安全に流下させるために必要な洪水吐き能力等を把握し、地震・豪雨による農業用ため池の決壊の危険性を評価する。

法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に地震・豪雨耐性評価を実施する。

ア 前期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池： 15箇所

イ 後期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池： 30箇所

ウ 地震・豪雨耐性評価が完了した防災重点農業用ため池： 191箇所

エ 個々の防災重点農業用ため池の情報： 別表2のとおり

(2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

基本指針第3の2(1)③に規定する都道府県知事が特に必要と認めるものは、住宅等の建物や住民が避難時に利用する道路が、防災重点農業用ため池の決壊による浸水想定区域にあるものとする。

4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、各評価結果及び農業用ため池が決壊した場合の影響度を踏まえ、計画的に防災工事を実施する。

ア 前期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： 10箇所

イ 後期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： 26箇所

ウ 防災工事が完了した防災重点農業用ため池： 8箇所

エ 個々の防災重点農業用ため池の情報： 別表2のとおり

(2) 廃止工事の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に廃止工事を実施する。

- ア 前期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 8箇所
- イ 後期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 7箇所
- ウ 廃止工事完了の防災重点農業用ため池： 0箇所
- エ 個々の防災重点農業用ため池の情報： 別表2のとおり
- オ 廃止工事实施済みにより指定解除した防災重点農業用ため池： 14箇所
(防災重点農業用ため池の外数)

5 防災工事の実施にあたっての配慮すべき事項

(1) 文化財保護担当部局との調整

文化財保護法第125条の規定に基づき史跡・名勝等に指定されている防災重点農業用ため池や埋蔵文化財包蔵地内に存する防災重点農業用ため池において、防災工事または廃止工事を実施する場合は、事前に県または関係市町村の教育委員会と協議し、必要な措置を講ずる。

(2) 環境担当部局との調整

絶滅危惧種などが生息・生育する防災重点農業用ため池において、防災工事または廃止工事を実施する場合は、事前に県または関係市町村の環境担当部局と協議し、必要な措置を講ずる。

(3) 上水道担当部局との調整

上水道の貯水池等として共同利用されている防災重点農業用ため池において、防災工事または廃止工事を実施する場合は、事前に関係市町村の上水道担当部局と協議し、必要な措置を講ずる。

(4) その他

堤体等が道路・公園等として共同利用されている防災重点農業用ため池において、防災工事または廃止工事を実施する場合は、県または関係市町村の当該施設機能を所管する部局と協議し、必要な措置を講ずる。

6 防災工事等の実施にあたっての市町村との役割分担及び連携に関する事項

(1) 防災工事等の実施主体

- ア 劣化状況評価
原則として県が実施
- イ 地震・豪雨耐性評価
原則として県が実施
- ウ 防災工事（廃止工事を除く。）
原則として県及び市町村が実施
- エ 廃止工事
原則として市町村が実施

(2) 技術指導の内容

県、岩手県土地改良事業団体連合会（以下「県土連」という。）及び一般社団法人岩手県土地改良設計協会（以下「設計協会」という。）を構成員とした農業用ため池対策チーム（以下「対策チーム」という。）により検討及び助言等を行う。

また、対策チーム内に、県土連及び設計協会の構成員とするため池サポートチームを設置し、県及び市町村等への技術指導及び助言を行い、農業用ため池の適正管理及び保全、防災工事等を推進する。

なお、令和6年4月からは、岩手県ため池サポートセンターを開設・運営し、ため池管理者に対する技術的な指導、助言を行い、農業用ため池の適正な保全・管理を推進していく。

(3) 情報共有及び連携の方法

上記(2)の対策チームにより関係機関で情報共有を図り、市町村及び土地改良区と連携して防災工事等を推進する。

7 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

(1) 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

防災重点農業用ため池の所有者等からの相談・問合せに関しては、県及び市町村が共同で現地調査を実施し、現地における必要な措置等を助言する。

(2) ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

防災重点農業用ため池について、所有者等から要望があれば、事業化等を検討する。